

**令和2年度 第1回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会  
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録**

日時：令和2年9月25日（金）

午前10時00分から午前11時30分

場所：大阪市役所 屋上階P1会議室

(開会)

(松村障がい者施策部長：開会挨拶)

(委員紹介、資料確認等)

石田部会長：ご紹介いただきました座長の石田でございます。

今年、新型コロナウイルスの中で、なかなか当協議会についても開催されない状況がありまして、皆さんいろいろご心配をかけたかと思いますが、このような形で皆さん集まって開催の運びになったことについて本当に良かったなと思っています。今日雨の中、またお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。マスクがありながらということで、また、聞き取りにくいところもあるかなと思いますけれども、ご配慮の程をよろしくをお願いします。

そうしましたら、本当にたくさんの報告事項、審議事項がございますので、先程もありましたけれど、11時半ということでもいつもよりも30分短くなっています。ぜひ、議事の円滑な運営には、ご協力をお願いしたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。そうしましたら一番初めですけれども、報告事項ということで先ほどご説明いただきましたけれど、一括して3点について御報告いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

和田障がい福祉課担当係長：【資料1、資料2、資料3について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございました。

報告事項について何かご意見等ございますか。東住吉区と同じようなご意見をお持ちの方もしらっしゃるかなと思いますけど。簡潔に。はい。鳥屋委員どうぞ。

鳥屋委員：鳥屋です。相談支援の実施状況の報告の中で、やっぱりまだ計画利用率が51.5%ということで、やっぱり50%のところから動かないっていう状況がずっと続いています。地域でどんなことが起きているかっていいますと、たくさんの件数を持つ、つまり100件近くのケースを持っているところとかがやっぱり続けられなくなる。そうするとその100件ぐらいはですね、地域にある相談支援事業所のどこでそれを分担するかっていうの

はすごく必死になるけれども、なかなかやっぱりそれは埋まらないですね。それぐらいの件数を周辺の相談支援事業所では、なかなか取ることができない中で、結局、今までの計画の対象だった人がセルフプランにならなければいけないというようなことが私たちの周辺区でも起きて来ています。そうすると今まで計画相談支援でサービス調整をしてきてもらっていた人、その中には、自分でできる方もおられることもあるかもしれないけれども、やっぱりサービス調整できない方なんかセルフプランになってそれでやっぱり困惑するということが起きているので、やはり、先程箇所数が増えたというような話があったかと思いますが、やっぱり事実上、計画の利用率が増えないというのはこれが現実だと思うので、そこを何とかもう少し受け持てる事業所が増えるように、利用率が上がるように。加算もここ2年3年見ていく中でなかなか使いにくいという現状があって、あまり加算が意味を成していないかなというのが実感として感じているところです。ということも含めて、今後どうしていくのか、方策があるのかを聞かせてもらいたいと思います。

石田部会長：はい。ありがとうございます。では、古田委員。

古田委員：すみません。古田です。今は相談支援についてなんですけれども。大阪府でもですね。平成31年度のデータで38ヶ所が廃止になっています。その内27ヶ所が大阪市ということで、今年も5ヶ月でもう12ヶ所いっていますので、今年も30ヶ所40ヶ所廃止されるっていう見通しかと思います。やっぱり30ヶ所40ヶ所、毎年廃止という事業はおかしいので、ちょっと徹底的に調べてもらいたいなと思っています。感触ではですね、基本報酬が下げられて、1人で30~40件かかえないとペイできないので、それでまずは1人で頑張る続ける。相談員が2人目入るまでに疲れて、バーンアウトをしてやめてしまうという悪循環に陥っていると思います。大阪は重度の障がい者の地域生活者も多いので、かなり複雑なプランを作らないといけないし、8050とか困難ケースもいっぱい抱えはじめていまして、もう続けられない状態になってきているのが実情ではないかと。廃止された事業所は、実際1人体制であったところがどれだけあるかをやっぱり調べていただいて。高槻市とかでは、最初から2人配置して補助をするというような制度も進められています。やはり効果もあるみたいなので。最初から2人体制ひこうとするとかなりの件数を集めないといけないので、そこで無理してしまって1人で頑張るっていう行動を何とか変えるために最初から2人置いて、その2人目のお金はちゃんと補助するみたいだね、そんな仕組みをいよいよ導入しないといつまで経っても基盤が育たないような状態です。今、国のデータを調べてみたけど、大阪市は全国の中で一番計画相談支援件数は多いですよ。確か17万件のうち、大阪府下で1万7,000件ぐらいかな。10%ぐらい占めています。それはやっぱりしんどいはずやと。国はこれで大丈夫やいうけれども大阪ではやっぱり続けられない、そんなケースが多いという特異な事情もありますので、

ぜひ大阪市として、相談支援のバックアップ策をご検討いただきたいというふうに思っています。

それと東住吉区からだけの意見ですけれども毎回言うてますけど、これ何で全区から集めて状況を明らかにしないのか、3層5段階の仕組みが潰されたことをもって、ちょっとこれが出る区と出ない区がばらついてしまったということはわかりますけど、もう1回、全区からちゃんと課題、コロナの対応とかはみんな共通していますので。また課題を集約する仕組みを作っていただきたいと思います。以上です。

石田部会長：はい。ありがとうございます。では、加藤委員。

加藤委員：加藤です。2点あるのですが、1点目の設置状況についてのデータですけどね。

これ各区のどこの部署にいろいろ調べたのか、ちょっとお聞きしたいのですが。西淀川区の自立支援協議会に、これ来ましたかって聞いたら、いや知りませんと言ってちょっと多分その障がい福祉のグループの方じゃなくて地域支援か何かだからかと、やっぱり自立支援協議会と行政の方とのやりとりができて、それでこういう報告が出せるっていうふうにした方がいいと思いますので、それが一点です。

もう一点は相談支援の方ですけどね。なかなか進んでいかないと感じる。これ去年から基幹の方で、主任相談支援専門員の研修を、うちの区でも受けさせてもらったのですが、確か全体で8ヶ所ぐらいしか受けさせてもらっていない。これ今年も聞いたのですが、主任相談支援専門員を受けても特定事業所加算には結びつかないということで回答いただいたのですが、これはかなり基幹も各区の相談支援事業所も、財政的には結構大変なものです。その中で、相談支援のケースをもっと伸ばしていこうと思ったら、そういうふうな特定事業所加算を出してもらわないと、ちゃんとやってくっていうのはなかなか難しいと思うのですが、その辺はどういうふうに今後考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいです。

石田部会長：はい。ありがとうございます。報告事項についてのご意見ご質問をいろいろとお話ししてもらいました。事務局の方から5点ですね、相談支援の利用率をどのようにして上げていくのか、それから事業所の廃止等についてどれくらい実態をご存じなのか、それから区の意見の吸い上げ方についてこれ以前からありますけどどうしていくのか、それから設置状況をどのようにして上げていくのか、それから相談支援専門員の研修についてどう考えているのかっていうところですけど、事務局の方からご回答をお願いしますでしょうか。

山本障がい福祉課長代理：障がい福祉課の山本です。

まず、鳥屋委員からございました、相談支援におけます計画相談の利用率51%をどう上

げていくのかという課題、あるいは古田委員からも、もっと根本的に相談支援事業所を支えていく仕組み作りが必要ではないのかというご意見もいただいたところでございます。この点につきましては、加藤委員からもいただいております主任相談支援専門員の話もございましたが、まず、基幹相談支援センターにおいて主任相談支援専門員を配置していこうという国の方針の中で、まず基幹相談支援センターが、やはり中心となっこのような計画相談支援のバックアップを含めて支えていただいていると認識しております。その上でこの基幹相談支援センターを、やはり体制充実、これはその他の課題にも絡むところがあるのですが、そういったことを行いながら、また個別には古田委員からありましたように、高槻市で先行してやられております補助の話、こういったことも視野に入れながら、相対的にはそういった検討を進めていかなくてはいけない。冒頭申し上げましたように、計画相談支援の利用率 50%台を推移しているということについての課題認識は十分持っておりますので、抜本的な何らかの方策について検討していかなくてはならないと考えておりますので、また、皆さんからご意見を反映できればと考えているところでございます。

もう一つ西淀川区につきましては単純に保健福祉課の方に聞いております。意見の吸い上げといいますか、東住吉区からしか上がってこないということにつきまして、非常にこれはもう委員の皆さんからお叱りを受けるのは承知ですが、区中心の取組の中で、我々としてもできる限り、課長会あるいはそういった場を活用しながら、そういった地域での課題が上がってくるように、何とかお願いをしていくというスタンスでおりますので、その点、改めて再度あらゆる場を捕まえて、区の方にもそういった課題があれば速やかに上げていただくよう御協力をお願いしていきたく思いますので、よろしく願いします。

古田委員：よろしいですか。

石田部会長：ちょっと手短にお願いします。

古田委員：はい。簡単に言います。市の方からね、区地域自立支援協議会あてにコロナの対策どうでしたかとかね、そういうのを調査する用紙を作って、まけばいいんじゃないですか。もうそういうふうにもできませんとね、今の仕組みでは絶対ばらつきが出てくる。市から直で区地域自立支援協議会あてに調査をかけてはどうでしょうか。

石田部会長：はい。どのようにお考えでしょうか。

山本障がい福祉課長代理：わかりました。ちょっと今いただいた意見を前向きに検討させていただきますので、よろしく願いします。

石田部会長：ありがとうございました。

利用率の件ですけど、受給者数も超えているので、全体のパイが増えているから、なかなかそういう流れが出てくる、難しいところもあるのかなというふうに思います。ありがとうございます。すいません。本当に議事がたくさんなので、次の2番 地域生活支援拠点等の整備状況について、事務局の方からお願いします。

山本障がい福祉課長代理：【資料4-1、資料4-2について説明】

石田部会長：ありがとうございました。ご意見ございますか。はい。加藤委員。

加藤委員：加藤です。この緊急時の対応ですが、先日、障施協の役員会に来ていただいて説明していただいたのですが、そのときにお聞きしたら、実際そういう施設で、緊急に泊めたところが申請したけれども認められなかったということで、その理由が障がい福祉サービスを受けてない人が対象であると。この制度そのものがね、というふうなことだったと思いますけど、もうちょっと範囲を広げてもらわないと、実際には有効な制度にならないと思うのですが。制度を使えないくらいだったら、緊急の意味がないっていうかね。普通ちらかとえば、自分のところに来ている利用者さんだったら、そういうふうにしやすいですよ。緊急だから泊めましょうか、ということで日中の施設ですから、ただ、日中の施設を利用しているからサービスの対象外とかね。緊急の制度を受けられませんということになったら、そういうやってあげようかなと思っている人がなかなかこう一歩踏み出せないっていうかね、そういう施設のほうも。この辺はもう少し柔軟に考えていただければと思うのですが。そこをお返事いただきたいのですが。

石田部会長：はい。他に緊急時のことでご意見ありますか。船戸委員。

船戸委員：船戸です。親御さんの急病とかで緊急ショートの形で受け入れるのですが、2週間で本当にいけるのか、ちょっと疑問を感じます。2週間の後はどうするのか。もし超えた場合に、どうするのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

石田部会長：はい。他にありますか。古田委員。

古田委員：この2、3年で形がようやく整ってきたかなってことは思いますけれども、一方で、この前も平野区で、弟を踏みつけて殺してしまったという事件がありまして、今ちょうど裁判になっていて、かなり劣悪な生活環境にあったのではないかっていうことが報道されています。それとこの前、東淀川区で親が亡くなっていて、急いで緊急保

護したってというようなケースがありましたけれども、そのときにやっぱり区役所が忙しいから動かせんとか言って断ってしまったみたい聞いています。これは本来あり得ないことなので、こういう仕組みってだんだん基幹相談支援センターにあとよろしくってというような、2週間入ってあと出ていく時の出口支援も3万5,000円ですか、どんどん基幹相談支援センターにもたれてくるような構造になっています。区役所でやっぱりしっかりしてもらわないと連携できないので、区役所の役割をちゃんと明記しているものがあるならいただきたいし、それをちゃんと徹底してもらわないとこれは機能しないだろうなというふうに思います。やっぱり問題が起こってからでは遅いし、大変になるので、前段階でやっぱりケースがどこに埋もれているかっていうのを調べていくような仕組みが必要だろうっていうのは前から言われていました。

あと、受け皿ですね。緊急のケースの受け皿をもっと増やしていかないと、その2週間で出ていかないっていうような話になってくるかと思いますので、受け皿作りも課題としてちゃんと書いて具体化していただきたいと思います。もともと緊急時支援事業はサービス使っていない人だけとか言うて、そんな日中活動だけで親が倒れたら、支えられるかと言うことで、これはサービスの状況によっては、サービスを使ってもちゃんと利用できるよっていう確認やったと思いますし、14日制限についてもそれで見つからなければ、もうちょっと延長もあるだろうっていうふうに確認していたと思いますのでその辺はもう一度再確認させてください。

石田部会長：はい。鳥屋委員。

鳥屋委員：今の退所支援のところ、基幹相談支援センター任せになってきているところがあって、かなり地域によっても、区によっても、ばらつきっていうのが出てくると思いますので、もう少し基幹相談支援センターとまた地域との連携をどうするかっていうところのそういった一定のものを示してもらえようようなものがあると、ばらつきも少なくなってくると感じます。あと、もう一つ移送するときの移送費用が原則、本人ということになっていると思うのですけれども、たぶん、かなり本人が難しいケースもあるのかなと思うのですが、これは本人が無理な場合、原則と書いているので、その時はどこが費用負担するのか。原則、本人負担ということによって、移送はどうかっていう中で、移送できないとか何かそんなところに引っ掛かりが出ないか、心配をしています。ちょっと教えてもらいたいなと思います。

石田部会長：はい。ありがとうございます。そうしましたら、緊急時の対象者の範囲と期間ですよね。2週間でいいのかどうかということ、それから行政の対応ですね基幹相談支援センターへのバックアップ。それから、防止策で受け皿をどうやって増やしていくのか。それから、移送の費用について事務局のほうから回答をお願いします。

山本障がい福祉課長代理：障がい福祉課の山本です。加藤委員からいただきました一時支援事業は、いわゆる自宅等で支援の手が届くのが、まず施設の方で見つかるケースがあるかと思えます。今までボランティアといいますか、善意によって皆さんで頑張ってお支えていただいた方々に対しての報酬ということで、具体的に申請したけど駄目だったというケース、それが障がい福祉サービスを受けているから駄目だったということについてでございます。この内容といたしましては、重度訪問介護サービスを受けておられる方でしたので、まず、この制度の建付けといたしましては、今使っているサービスがあれば、それを何とか使えるように、まず事業者とアプローチをしていただきたいと、それでどうしても駄目な場合で、使えないということであれば、それは最終的には判断せざるを得ないということにはしているのですが、今回のケースの細かいことをこの場で申し上げにくいのですが、そこら辺の当初の確認が十分ではなかったということもあったのは事実です。障施協の方からもご意見をいただいております、本当にもう少し使いやすくできるようにしてほしいというご意見もちょうだいしておりますので、この点は検討していきたいと考えているところでございます。

もう1点、古田委員からいただきました、例えば、今申し上げましたように、日中サービスとか、ガイドヘルパーだけを使っている方が緊急時支援を使えないということはありません。それは十分使えます。また、一時保護施設に入所したときに2週間で出られないケースがある。そういったときにどうしていくのかという点につきましては、当然原則2週間としておりますが、事情に応じまして、当然、延長もやむを得ないといえますか、当然、認めていくという制度の建付けにしております。ただ、いつでもいつまでもいいというのではなく、一つの2週間ということを設定させていただいているということで御理解いただけたらと思います。

あと、鳥屋委員からいただきました、基幹相談支援センター任せにならないように、地域とのばらつきをしっかりとってほしいということでございます。この点につきましては、先ほども少し申し上げましたが、相談支援機能の充実をしていく中で一つの課題としてもとらえておりますので、この点は引き続きしっかりと検討していきたいと考えておりますし、移送費用につきましては、原則本人ということになります。これはおっしゃっていただいているように、当然、本人がちょっと難しいという場合にあっては、行政の方で支払うというような制度の建付けにもなっておりますが、原則は本人ということで、制度を建付けているということでございます。

古田委員からありましたように、東淀川区の区役所の対応が良くなかった点については、我々もそのお話をいただきまして区役所とも十分連携させていただきまして、結果的に区役所の職員がよく動いていただいて、最終的には施設の方に入られたというふうになっております。また一方で、東成区で起こった際には、区役所が積極的に関わって支援に繋がったという状況もございます。ただ、そういった温度差があるというところは、し

っかりと我々としても制度の中で、区役所も位置づけておりますので、改めてしっかり周知徹底をしていきたいと考えているところでございます。

小谷障がい福祉課長：障がい福祉課の小谷でございます。船戸委員がおっしゃられました、重心の子どもさんの親御さんが急病等になった場合のショートステイにつきましては、2週間ってということではなく、必要な支給決定というものが可能となっていますので、大丈夫かなと思っております。あと、山本の方も申しましたけれども、夜間・休日等緊急時支援事業につきましては、令和元年度から始まったところであり、緊急一時保護事業につきましても、本年7月からスタートしたところでございます。今も様々な実態のお話をお聞きさせてもらったところですので、こうした実態に即していくような形で、今後ご意見をいただきながら施策の充実についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

石田部会長：はい。ありがとうございます。ちょっとまだ皆さんいろいろご意見があるかと思いますが、時間もありますので、原則、期間についても範囲についてもあるけれど、そこは柔軟に対応していこうとか、今後いろいろと具体的な例が出てきた中で、また考えていこうということですので、少しこの事業を見守っていただきたいなというふうに考えています。よろしいでしょうか。そうしましたら、その次に3つ目の議題ですけれども、福祉型障がい児入所施設からの地域移行について、ということで事務局の方からよろしく願いします。

山本障がい福祉課長代理：【資料5について説明】

石田部会長：ありがとうございました。ご意見ありますでしょうか。はい。古田委員。

古田委員：古田です。児施設の地域移行の数ですけれども、こんなことになっているとは知らなかった。今でも53人、これは全国的にはほとんど無くって、もう大阪市だけの問題だと、いうふうに言われていまして、厚労省も今年度末でどうするのか、地域移行を完了してくれって言うばかりなのです。53人をどうやって地域移行するのかっていう話になって、今年、大阪市さんと話をさせてもらってきたのですけれども、大阪府では数人だけしか残っていません。大阪市では53人。これは区ごとに人数をちゃんと出して、障がいの状況もちゃんと示していただかないと、地域に行くなら、どこでどう受け入れるかっていう調整ができないので、早目に障がい者の各区の状況を踏まえて、区ごとで7～8人いる区とか、全くいない区とか、かなりばらつきありましたので、各区の人数をちゃんと示して、その内、強度行動障がいの方は半数以上、あるいは半数程度いると聞いていますので、相当受け皿のバックアップが必要だと思われまますので、その辺の仕



組みも考えていかなければいけないと。それからフロー図も作ってもらっていますけれども、元々のフロー図とちょっと変わってしまっていて、市の福祉局のところ、受入依頼して事業者研修やって、後は何もしないのかってというような話になっているような感じがしているのですけれども。事業者探しの支援協力はちょっと入っていますけれども、なかなかそれが何か見つからない場合も多いし、連絡調整とかもかなり大変になるし、バックアップの仕組み、そこから課題整理をして、やっぱり施策の充実に反映させていくようなことも書いていたのですが、そういうところが消されていますので、そういうところは、元々の案通りで間違いのないのかっていうようなことを確認させてもらいたい。これもやっぱりフォローも基幹センターを中心にがんばってくださいっていう絵になってしまっていますが、基幹センターが動かないといけないとは思いますが、やっぱり区と市がちゃんと連携して、さっきの話でもそうですけど、2週間で緊急一時保護施設から退所するのであれば、受け皿がやっぱり必要になってくると思います。その辺の役割を行政が持つべきだろうというふうに思いますので、その辺の取組みをお願いします。それからあと、研修についてもようやくコロナで遅れていましたけれども、ようやく始まるということで、講師の見通しはどうなっているのかっていうのを伺いたいのと、これから年度内に53人っていうのはたぶん無理なので、2～3年、4～5年かかるだろうと思いますが、その時にちゃんと国が手当てしてくれるのかどうか、こっちも国に電話してみましたけど、来年度以降も続けて、報酬打ち切りにはなりませんよねってことを聞いたら、答えないのですよ。それはもう個別協議させてもらおうと、大阪市とっていうふうに。大阪市から電話したときには国も怒っていたみたいですけれども、お前のところだけやというような問題になってきていますので、この報酬の問題とか、ちゃんと4～5年かけて支援をしていってそれで大丈夫なのかっていうようなことなのかも教えていただけたらと思います。

石田部会長：はい。ありがとうございます。はい。鳥屋委員。

鳥屋委員：はい。鳥屋です。やっぱり年齢超過した人が53人いるということで、我々も相談支援の中で、何年も子どもの部屋の造りになっているところとか、トイレの造りに問題があるところなんか40代半ばの方がいるっていう現状を考える必要がと思います。今までそこを放置してきた結果、そうなったのだなということで、すごく衝撃的だった。そういう人たちが今後、今このフロー図では地域、それからグループホームなどということになっていますけど。必ず、大人の施設の方には行かないということを大阪市としてもしっかり約束してもらいたいし、その50数名の方がどこに地域移行されたのかってことはまた随時、何人がグループホームだとか、地域で一人暮らしをしたとか、そういうことを明確にご報告いただけるようなことにしていきたいというふうに思います。

石田部会長：はい。ありがとうございました。各区の状況の把握と支援体制を明らかにすることが大事じゃないかということですね。それから元々のフロー図は、私は知らないですけど、フロー図が違っているだろうと。基幹との連携は、いろんな支援が基幹任せになってきているので、これについてもそんな状況があるのではないかと、データを含めて行政の役割を明確にして欲しい。研修の講師の問題ですね、どれくらい今、見当がついているのかということと、それから最後に鳥屋委員の方からありましたけれども、ちゃんとその後の追跡調査というものをしていただきたいと思います。そのあたりの今後の計画ということも含めて、事務局の方からお願いします。

山本障がい福祉課長代理：障がい福祉課の山本です。まず一つはフロー図の話でございます。確かに委員の皆さんに、今回お示しするに当たっては、あまりたくさん書き込んでも、ちょっとイメージが湧きにくいのかなということがありましたので、少しさっぱりといたしますか、簡素にしたものが経過でございます。ただ、古田委員がおっしゃっておられますように、その後、区と局が知らん顔をしているのかということとは決してございませんので、課題整理あるいはマッチングの確認等々でやっていく、さらにアフターフォローもしっかりと行っていくというようなことにつきましても、考えております。ですから、この点につきましては、もう少し詳細を改めてまた皆さんにお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

研修の講師についてですが、第1層につきましては、学識の方に全般的な講義、障がいのある人の自己決定とその支援ということで、第1層では研修を行っていただくというふうなことを考えているところでございますし、第2層につきましては、一つは、強度行動障がいのある人の支援をどのように行っていくのかということについて、学識からのご意見をいただきながら、一方で実際に強度行動障がいのある方を受け入れられているグループホームの事業所の社会福祉法人の方にお願ひをしているところでございまして、そういった実際に受入れを行っているところでの体験談を含めた内容を研修としてやっていただきたいということで進めているところでございます。第3層につきましても、同様に強度行動障がいのある方を受け入れられているグループホームの社会福祉法人を中心にスーパーバイザーとしての要請もかけていきたいと考えているところでございます。各区の人員あるいは追跡調査も含めての状況等につきましては、障がい支援課の方から。

松藤障がい支援課長代理：福祉局障がい支援課長代理の松藤でございます。

まず、各区の年齢超過者等の状況であるとか、障がいの状態について、把握が必要というのは、おっしゃるとおりでして、直近の状況が整理できていないため、今回お示しすることができませんが、今年の1月時点ですけれども、対象年齢の範囲を20歳以上の方で

調査したところ、多い区としては、市内南部の周辺区において、7～8の方がいらっしゃる状況です。市内中心部の区については、いらっしゃらない区もあります。障がい支援区分に関しましては、区分4～6の重度の方が年齢超過者として残っている状況です。また、直近の情報を整理してお示ししたいと思っております。あと、受け皿になるグループホームの受け入れ促進事業を行うにあたり、受け入れてもらえるグループホームを確保することが重要だと考えておりました、本市の方から、この事業につきまして要綱等が整いましたら、速やかに市内の各事業者の方に情報提供させていただきまして、協力を呼びかけていきたいと考えております。

石田部会長：はい。ありがとうございました。はい。古田委員。

古田委員：グループホームの強度行動障がいの人の受入加算ですけれども、まだ要綱できていないのですか。これ、受け入れにあたっての金額等も書かれていませんけれども、入居前が9,700円×30日分、入居後の支援として1万3,900円×90日分で4ヶ月分ぐらいのお金を付けるから、それで人員をちゃんと手厚く配置して、強度行動障がいの人は、支援や環境に慣れるまでの間、ちゃんと体制を作っていこうという話やったのですけれども。その具体案は今日示されていないので、具体的な制度の中身がいつ示されるのか、前と変わっていないのか、ちょっとその辺のあたりを教えてくださいたいです。

石田部会長：はい。要綱については、今どのような形になっているのですか。

松藤障がい支援課長代理：福祉局障がい支援課長代理の松藤です。もともとこの事業は、年齢超過者の方の地域移行ということで、年度初めからマッチングをしてきたところでもございましたが、コロナの関係もございまして、止まっている事態となっております。現状、要綱は具体案の作成作業に入っておりますので、大阪市役所内部の調整をしています。10月中にはお示ししたいと思っておりますので、固まり次第、早急にお示ししたいと考えております。あと、制度の中身としましては、古田委員からお話があった内容で、基本的には進めていきたいと考えております。

古田委員：公募はしているのですか。何件くらい集まってきているのか、その辺を教えてくださいたいです。要綱できる前に、募集かけても仕方ないと思いますけど、早く要綱を作らないとあかんでしょう。

松藤障がい支援課長代理：障がい支援課の松藤です。お話のありました協力事業者への公募はまだ行っておりません。ただ今年の3月に大阪市内のグループホーム事業所に対しまして、アンケートを取らせてもらっておりまして、そちらが重度の障がい者のある方

の受入れに関するアンケートになっております。強度行動障がいのある方や医療的ケアの必要な方、あるいは、重度の精神障がいのある方の受入れについて、この事業のことを前提とせず、一般的にどのようにすれば受入れをしていくことが可能かについてのアンケートでございました。そのアンケートの回答状況としましては、全ての事業者から回答をいただけてはおりませんが、回答の中身を見ると、強度行動障がいのある方の受入れが可能であると言っていたかかったところが4事業所、前向きに検討するといったところが18事業所ということでございましたので、さらにこの事業のことをまた情報提供させていただきまして、それによって前向きに検討していただける事業所が上がってくるのかなと思っています。まずは、受け入れ可能や前向きに検討していくと回答していただいた事業者に重点的に協力をお願いしていきたいと考えております。

古田委員：ただね、受け入れるからと言って、株式会社とか誰でも受け入れますと言って、その後リタイアする場合もあるので、その辺の力の具合もちゃんと見ていただきたい。あと、相談支援がこれも結構また、働かされることになりますので。個別事案でなくて全体の課題ですかね。障がい者基幹相談支援センターや地域活動支援センターであるということで、難しいケースがくるというのは分かるが、なんとか体制充実してもらわないとやっていられないような状態になってくると思いますので、その辺も含めてよろしくをお願いします。市や区がちゃんとバックアップすることと、ちゃんと体制を保障するってというのはこれから必要になってくると思います。

石田部会長：ありがとうございます。はい、加藤委員をお願いします。

加藤委員：強度行動障がいの人を受け入れてくれるグループホームはかなり少ないですよ。こちらからお願いする時って障がい者基幹相談支援センターがグループホームのバックアップをすとか、日常的定期的にケース会議を開いて、そこでいろんな問題を議論するっていうか、接し方にしてもちゃんと具体的に相談に乗って話をしていくということがないとちゃんと定着しないですよ。研修していただくのはいいですけども、なんとなく研修を受けて、それで強度行動障がいの人に対してちゃんと接することができるのかと言えば、そんなことはまずない。これは何ていうか、そのシステムも含めて、ちゃんと障がい者基幹相談支援センターや各相談支援事業所が定期的な相談に乗れるようなシステムを構築してもらいたい。そうすることで、定期的になんとしたアドバイスを支援員もしてもらえることになる。日常的な助言というものがないと地域移行って難しいと思います。実際にはやれるところが非常に少ないので、そういう人たちを増やしていくっていうね、それは相談支援の方もそうですけど、そのための手立っていうかかっていうのを考えていただく必要があると思います。

石田部会長：はい、ありがとうございます。あまり時間もないので、皆さんご意見あるかと思いますが、一つはやっぱりちゃんとその各区の状況を把握してその中で実際どのようにしてやっていけるのか具体的に考えていく必要性ですよね。日常の中でどうやって支援していけるのかということをやちゃんとシステムとしてある程度構築していかないと難しいだろうと。

もう一つは、ずっと根本のところがありますけれども、障がい者基幹相談支援センターと地域、行政との関わりみたいところはちょっと全体として、一度検討していく必要があるかなというふうに思います。また後でも出てくるかもしれませんが、すいません、時間の都合もありますので、議題4番目の審議事項に入りたいと思います。新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、事務局の方からよろしく願います。

小谷障がい福祉課長：【資料6について説明】

石田部会長：ありがとうございました。この件について何かございますか。加藤委員。

加藤委員：加藤です。通所施設で感染者が出た場合、一旦閉めればまた落ち着くと思いますが、一番問題はグループホームで、それが一番僕らも不安に思っています。結構もう今までも何カ所かグループホームで感染者が出たケースが大阪府下でもありますが、その時一体どうしたらいいのかっていう、そういうふうな研修など実際にそういう感染者が出たところをお呼びして、お話を伺ったことがあります。かなり具体的に、こういうふうにしたっていうような話が出てくると、こうしたらいいやと、僕らは安心できますけど、そういうふうな研修会っていうかね、一番グループホームがもう大切っていうかね、どうしようかなというのが一番問題になると思います。その研修か何かを企画されるとかいったことは考えておられないかというのを聞きたいです。

石田部会長：はい。事務局の方お願いします。

小谷障がい福祉課長：まずグループホームでは、数ヶ所大阪府下でも感染者が出られたっていう報告が上がっております。グループホームで感染者が出た場合ですね、やはりなかなかその部屋の中で療養するっていうのは、難しいこともあるかと思っておりますので、我々といたしましては、保健所に連絡を取らせていただいたうえで、できる限り早期の入院に繋がるようなことでお願いをしてきたところでございます。また、研修のお話でしたけれども、この10月以降ですね、先ほど言いました市大の専門医であります医師と実際に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した施設の方にも入っていただいた看護師の方から、普段からの感染予防に向けた備えでありますとか、実際の陽性が出た場合の

防護服等の着脱を含めた支援の方法でありますとか、そうしたことについて研修動画の作成をして配信していくという検討をしております。あと申し上げました実際に起こった現場のそうした対応状況につきましても、今後はそういうことも配信できるような形で検討させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

石田部会長：ありがとうございます。船戸委員。

船戸委員：大阪発達総合療育センターの船戸です。うちでももしクラスターが発生したら、どうするかっていうことで、一応大阪府で簡易の陰圧装置なども全然1ヶ月以上反応がないっていうことと、それから発熱外来に相当するものとしてPCR検査をやるっていうようなことも手を挙げていますけれども、行政からも市の保健所からも医師会からも反応がなくて、なかなか対応が進まないっていう状況があります。それから、またちょっと急がないと思っているので、パニックになるとどうするかっていうことは非常に差し迫っています。それから東住吉でも、感染状況がだんだん近づいてきています。これはちょっと急いでいただきたいと思いますね。よろしくお願いします。

古田委員：このアンケートについては、レッドゾーンに入れるようなところは、①②のところですよ、協力できるっていうのは、衛生用品の提供があればという。これは全体1,100件ぐらいの回答があったということなので、全体の事業所数が何件あって、そのうち何件の回答とかっていうのをちょっとまた全体と併せて教えていただきたいと思います。グループホームの場で、1人でも陽性疑いの人が出たら、そんなに広い場所ではないし、ゾーン分けなんか無理だし、一気に全員に感染が広がる恐れがあるのもということで一番懸念されてきたことだと思います。今も厚労省と大阪府とかにもかなり言ってきましたけれども、今ところPCR検査はグループホーム、入所施設、日中活動であれば、速やかにやるように、というような通知が出たりしていますけれども、やっぱりまだ3日間ぐらいかかっているのではないかというふうな形になっています。それから、すぐに入院させてくれっていうことで、この前の大阪市内のグループホームは、分けて入院させてもらえたのですけれども、やっぱりこれから国の方がもう軽症者とかは入院させない、高齢者と基礎疾患の人だけに限るみたいだんだんまた強まっています。グループホームは特にみんなに広がる恐れがあるので、必ず軽症者であっても入院できるようにしてもらえたらなということを思っています。この辺なかなかPCR検査と入院、それからあるいは医療従事者なんか泊まれるようなホテルに陰性者を分けるとか、陽性者であっても療養ホテルに支援者と一緒に泊まれるのかということ泊まらせてくれないっていうのが今の実情ですので、この場を分ける方策については、危機管理とか感染症対策と一緒にあって、速やかに検討していただいて、あるいは強度行動障がいという果たして入院させてもらえるかという懸念もみんな強く持っています。重度障がいの

入院先とかですね、この辺の課題は神奈川モデルでやられている例もありますんで、実現を早く求めてきたわけですけども、その辺の見通しとか、早く急いでいただきたいなと思っています。いかがでしょうか。

石田部会長：ごめんなさい、もうちょっと時間がないので、船戸委員のそういったこの対策のことについて把握はされていますかね。こちらの方は分かる範囲でお願いします。申し込みしたけど、なかなか来ないとか。

小谷障がい福祉課長：船戸委員のおっしゃられたことにつきましては、ちょっと我々のところでは、状況というのはわかりませんが、また詳細をお聞きいたしましてその辺の状況を関係先に確認を取らせていただきたいと思います。

石田部会長：この場の中ではちょっと解決できることでもないのですが、その辺り大阪市内の方でいろいろと検討してもらえればというふうに考えております。あと5分ですかね。説明の方も手短かにお願いします。その次は議題の5番目をよろしく願いいたします。

山本障がい福祉課長代理：【資料7について説明】

石田部会長：ありがとうございます。ちょっと時間もないので、また見ていただいて事務局の方にご提案ご助言いただければというふうに思います。議題6の内容について事務局の方からよろしくをお願いします。

松藤障がい支援課長代理：【資料8について説明】

石田部会長：ありがとうございます。この四角囲みのところですけど、何かありますご意見とかご提案とか。古田委員。

古田委員：議題の内容はこれでいいですけども、大阪市内では、日中支援型ができてないと思いますが、他府県の日中支援型に入った人は何人かいらっしゃるみたいなのですが、その人の生活状況っていうのは調べることができないのでしょうか。

石田部会長：生活状況の調査ですね。

松藤障がい支援課長代理：ちょっとそれは持ち帰って確認してみます。

石田部会長：確認が取れることは、取れるのでしょうか。

松藤障がい支援課長代理：日中支援型の指定サービス事業者がどこかを特定したうえで、その請求があるかというのを確認して、どこまで調査できるかを検討させていただきます。

石田部会長：今後の検討材料でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます

石田部会長：時間がなかったので、本当に申し訳ないです。本当はもっともっといろんな意見を私も聞きたいですね。

古田委員：コロナの対応をみんな苦しんできたと思うので、ちょっと今後の見通しを教えてくださいませんか。

石田部会長：すいませんが、最後にコロナ対応について、福祉局だけではちょっと難しい面はあるかもしれませんが、今現在でちょっとご説明いただける部分についてお願いします。今後の対応とかですね、どのように考えられているかっていうのを。

古田委員：これまで感染症対策のことなどいろいろやってこられたと思いますが、神奈川モデルのことを教えてください。

小谷障がい福祉課長：障がい福祉課長の小谷でございます。古田委員から神奈川モデルのお話が出てきましたけれども、当然我々大阪市の障がい福祉の中だけでは、対応可能となることではありません。市で担当しております保健所との連携というのはさせていただいていますけれども、なかなか市内部だけでは進めていけないという実情もございます。これはやはりコロナの全体的な対策といいますのは、知事をトップとした大阪府の対策会議の方に上がっていくということになります。そのためこの間いろいろといただいたご意見につきましては、大阪府の方の障がいの部署とは連携を取りながら、様々な実態に対応できるようなことでより改善できるような方策というものを一緒に考えて、知事にも上げて欲しいというふうなことは常々言っておりますが、なかなかちょっとその声の上まで届いていないのではないかとこの現状があると認識しております。そうした状況ではございますけれども、引き続き、そうした声は強く大阪府の方とも連携して対策会議に上がっていくように強く要望をしようと考えますし、また大阪市は大阪市でできる対策というものを次の第3波に備えまして、早急に考えてまいりたいと思っておりますので、また引き続き現場で行っているさまざまな状況とかってものを伝えていただければと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。



石田部会長：ありがとうございます。はい、すいません。ご意見いただけなかったこともありましたし、ちょっとこちらの方で時間の調整がありましたので、皆様もっといろいろご意見をお持ちかなと思います。私も聞きたいと思いますが、時間が超過してしまいますので、本日予定されていた議事については、全て終了いたしましたので、ここで終了したいと思います。マイクのほうは、事務局へお返しいたします。

(小谷障がい福祉課長：閉会の挨拶)